

磐田市立総合病院
医薬品調達管理業務

プロポーザル実施要領

令和7年11月14日

磐田市立総合病院

1 事業目的

当院の医薬品調達管理業務に関しての医薬品安定供給及び適正価格での購入を目的に実施する。

なお、業者選定にあたっては、運用面、将来的な拡張性を加味すると、価格競争での選定は困難であること、選定後の安定運用までが確保された運用実績、経験が必要であることから、本プロポーザルを実施し、業務提案の比較により選定することとする。

2 事業概要

(1) 事業名

磐田市立総合病院 医薬品調達管理業務

(2) プロポーザルの方式

公募型プロポーザル方式

(3) 業務内容

別紙「医療器調達管理業務 仕様書」のとおり

(4) 業務の履行場所

静岡県磐田市大久保5 1 2 番地3 磐田市立総合病院内

(5) 履行期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日

(6) 事務局 磐田市立総合病院 病院事務部 経営企画課 担当 三井

〒438-8550 静岡県磐田市大久保5 1 2 番地3

電話番号 0538-38-5000

ファックス番号 0538-38-5050

電子メール byoin-keiei@city.iwata.lg.jp

(7) 選定方式

「磐田市立総合病院医薬品調達管理業務審査委員会」（以下「審査委員会」という。）を設置し、審査する。審査は、本実施要領に基づいて提出された書類（提案書）及びヒアリングをおこない、最優秀者、優秀者をそれぞれ1者選定する。

(8) 審査委員会

審査委員会は別紙選定要領に定める。なお審査委員名は非公開とする。

(9) 契約について

審査委員会が選定した最優秀者を当該業務に係る随意契約の見積書を徴収する相手とするものとする。ただし、最優秀者に事故等があり、見積書の徴収が不可能になった場合は、次点者である優秀者が見積書を徴収する相手方とするものとする。

(10) 契約形態

業務委託契約

(11) 委託費上限

3年総額 7, 128, 000円以内（消費税及び地方消費税含む）

令和 8 年度 2, 3 7 6, 0 0 0 円（消費税及び地方消費税含む）

令和 9 年度 2, 3 7 6, 0 0 0 円（消費税及び地方消費税含む）

令和 10 年度 2, 3 7 6, 0 0 0 円（消費税及び地方消費税含む）

3. 参加資格

このプロポーザルに参加できるものは、磐田市における物品製造等競争入札参加資格の認定を受けている者のうち、次に掲げる条件をすべて満たしている者であること。

（１）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しないものであること。

（２）磐田市物品製造等に係る入札参加停止措置要綱（平成 23 年告示 55 号）に基づく入札参加停止を受けている期間中でないこと。

（３）磐田市発注公共工事等に係る暴力団排除措置要綱（平成 25 年告示第 72 号）に基づく入札排除措置を受けている期間中でないこと。

（４）役員に、次のア又はイのいずれかに該当する者がいないこと。

ア 破産者で復権を得ない者

イ 禁固以上の刑に処され、その執行が終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者

（５）次のアからエまでのいずれかに該当する者でないこと。

ア 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者（同法に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者であっても、手続き開始の決定後、本市の定める手続きに基づく入札参加資格の受付がなされている者を除く。）

イ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続き開始後の申立て（同法附則第 2 条の規定により、なお従前の例によることとされる更正事件に係るものを含む。以下同じ）がなされている者（同法に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者であっても、手続き開始決定後、本市の別に定める手続きに基づく入札参加資格の受付がなされている者を除く。）

ウ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づき破産手続き開始の申立てがなされた者及びその開始決定がなされている者（同法附則第 3 条第 1 項の規定により、なお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む。）

エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。

（６）次のアからイまでの実績または機能を有していること

ア 令和 2 年度から令和 7 年度までの間に、他の 500 床以上の総合病院において、医薬品の調達管理、購買代行、価格交渉等の業務で受託実績を複数施設で有していること。

イ 当該業務遂行にあたり、半日移動で当院へ来院できる圏内に営業所を有していること。

（７）本業務について、業務の全部または主たる部分について第 3 者に委任または請け負わせることなく履行できること。

4 スケジュール

以下の日程により実施します。

令和7年11月18日（火）から	参加意思確認書等の受付、提出期間
令和7年11月25日（火）まで	
令和7年11月27日（木）	参加資格確認通知
令和7年11月28日（金）から	質問書の受付期間
令和7年12月2日（火）まで	
令和7年12月3日（水）	質問書への回答
令和7年12月4日（木）から	提案書等の受付期間
令和7年12月11日（木）まで	
令和7年12月12日（金）	プレゼンテーション日程通知
令和7年12月18日（木）	プレゼンテーション実施
令和7年12月24日（水）	審査結果通知

5 現地確認

期間：実施要領公開日～令和7年11月24日まで

人数：1グループ4名まで ※現地確認の際は事務局に事前連絡を行うこと

6 参加手続等

（1）プロポーザルに係る書類等の取得方法

ア 取得方法

実施要領・仕様書・提出書類に関する様式等については当病院ホームページよりダウンロードすることができる。

イ 受け取り期間

上記実施要領公開期間 令和7年11月18日～令和7年11月25日 午後5時まで

（2）質問の方法

ア 様式 質疑・回答書

イ 提出先 本実施要領「2. 事業概要（6）」に定める事務局へ提出すること。

ウ 提出方法 持参、送付、ファックスあるいは電子メールによる（いずれの方法でも受付期間内必着のこと）

エ 受付期間 令和7年11月28日～令和7年12月2日 午後5時まで

持参による場合の受付時間は、休日を除く午前9時から午後5時までとする。

（3）回答方法

質問に対する回答書は、令和7年12月3日午後5時までに、参加資格を有する者全員にファックスまたは電子メールで回答する。

(4) プロポーザル参加資格の確認書類等の提出方法等

- ア 受付期間 令和7年11月18日～令和4年11月25日 午後5時まで
持参による場合の受付時間は、休日を除く午前9時から午後5時までとする
- イ 提出先 本実施要領「2. 事業概要(6)」に定める事務局へ提出すること。
- ウ 提出方法 持参、郵送(いずれの方法でも受付期間内必着のこと)
- エ 提出書類 応募者は以下の書類を提出すること。
- ① プロポーザル参加資格確認申請書(様式第1号)
 - ② 導入実績調書「3. 参加資格(6)」に基づく調書の作成(様式3号)
導入実績のわかる契約書及び仕様書の写しを提出すること。
※契約金額等相手方の同意を得られない情報は黒塗りする等伏せてもよい。

(5) 業務提案書の作成及び提出方法等

- ア 受付期間 令和7年12月4日～令和4年12月11日 午後5時まで
- イ 提出先 本実施要領「2. 事業概要(6)」に定める事務局へ提出すること。
- ウ 提出方法 持参、郵送(いずれの方法でも受付期間内必着のこと)
- エ 提出書類 ※別紙1参照
- ① 提案書(任意様式A4サイズ)(業務の考え方、人員体制、提案等)※10部。
 - ② 見積書(任意様式A4サイズ)(3年間総額金額と内訳として各年度の金額を明記)
作成要領
本プロポーザルにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(6) 参加の辞退

参加申込後または提案書提出後に辞退する場合は、辞退届(任意書式)を提出すること。

7 審査の流れ

(1) 審査の実施

令和7年12月18日 磐田市立総合病院 本館2階講堂
業務提案終了後、本実施要領「2. 事業概要(6)」に定める事務局及び審査委員会において審査を実施する。

(2) 審査の方法

プレゼンテーション及びヒアリングを実施し選定者の結果により、最優秀提案事業所を決定する。

- ア 提出された提案書並びにプレゼンテーション及びヒアリングに基づいて審査する
- イ ※別紙2参照 に掲げる項目の合計点により審査する。
- ウ プレゼンテーション及びヒアリングの時間
所要時間は30分、別に質疑応答時間を15分程度とする。
- エ その他
- ① プレゼンテーション及び審査委員会は非公開とする。
 - ② プレゼンテーションの順番は、提案書の提出順とする。集合時間は別途通知する。

③ プロジェクター等を使用する場合は事前に事務局に連絡すること。

(3) 選定

各委員の採点により、第1位と採点した委員を最も多く獲得した提案を最優秀者とし優先交渉権者とする。また、次点を優秀者とし、次点交渉権者とする。

なお、第1位と採点した最も多く獲得したものが複数ある場合は、採点の集計により決定する。

応募者が1者だけの場合でも、その提案内容が優れていると審査された場合は、その応募者を最優秀者とする。

選考では、別紙2に掲げる項目の合計点が満点の6割を超えている必要があることとする。総合得点の6割を最低基準と定め、最低基準に満たない場合は、契約候補者とししない。

(4) 審査結果の通知

審査結果は、審査委員会による審査終了後、病院ホームページで公表するとともに、参加者全員に文書で通知する。参加者は通知の翌日から起算して5日（土日及び休日を含まない。）以内に、書面により、事務局に対して結果の説明を求めることができるものとする。

8 提案の失格

提案者が下記のいずれかに該当した場合には、その者の提出した業務提案書等を無効とし、提出者は本プロポーザルへの参加資格を失うこととなる。

- ① 提出期限を過ぎて書類が提出された場合
- ② 提出された書類の内容に虚偽があった場合
- ③ 実施要領3.に定める参加資格を満たしていない、若しくは満たすことができなくなった場合
- ④ その他本実施要領の定めに反した場合
- ⑤ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- ⑥ 他の提案者と企画提案の内容又はその意思について相談を行った場合
- ⑦ 特別な理由がなくプレゼンテーションの開始時刻に遅れた場合

8 契約

(1) 契約の方法

プロポーザルにおいて最優秀者に選定された者から見積書を徴収し随意契約を行うものとする。

(2) 契約の金額

プロポーザルにおいて最優秀者に選定された者に再度見積書を提出させ、提案時に提出した見積金額を上限として決定する。

(3) 支払い

委託費の支払いは月額換算で検査完了の毎月翌月末銀行振り込みとする。

10 著作権及び提出書類の取扱い

- (1) 提出された提案書等の著作権は、それぞれ提案者に帰属するものとし、第三者の著作権の使用の責は、使用した提案者に全て帰するものとする。
- (2) 磐田市立総合病院は、提案者の承諾を得ずに提出された提案書等は無償で複製、使用できるものとする。なお、提出された書類等は返却しない。

11 その他

- (1) 本プロポーザル参加に要する費用は、提案者の負担とする。
- (2) 磐田市立総合病院が配布する資料等は本プロポーザル応募に係る検討以外の目的で使用することを禁止する。
- (3) 提出期限以降の提案書の差し替え、訂正及び再提出は原則として認めないものとする。
- (4) 本プロポーザルにおいて、磐田市立総合病院の要求水準を満たす提案がなかった場合、最優秀者、優秀者の選定は行わない。また、参加者が1者の場合であっても、当院の要求水準を満たす提案であれば、その者を最優秀者として選定する。
- (5) 本事業の契約が成立するまでの間において、選定された最優秀者が本要領に示された失格事項に該当することとなった場合は、当該最優秀者と契約を締結しないものとする。
- (6) 特定された契約予定者について、業務履行期間の年度の当該業務の歳出歳入予算の減額や削除があった場合、当院は、契約を取りやめることができる。また、この契約予定の取りやめに伴う損害の賠償はしない。
- (7) この要領に定めるもののほか、本件の契約の内容に関しては、日本国の関係法令による。
- (8) その他、疑義が生じた事由については、当院と協議のうえ決定するものとする。

【別紙 1】

業務提案書等の作成

1. 業務提案書

下記の順に基づき提案書を作成すること。

(1) 概要

- ① 会社概要
- ② 導入実績

(2) 医薬品安定供給への取り組み

- ① 医薬品調達管理の基本的な考え方
- ② メーカー欠品、出荷調整の情報取得の手法
- ③ メーカー欠品、出荷調整発生時の対応

(3) 医薬品価格交渉に対する考え方について

- ① メーカー、医薬品卸業者への交渉手法
- ② 成果報酬の有無、有る場合の詳細説明。無い場合はキックバック等自社利益確保方法の説明をおこなうこと

(4) 業務提案

- ① 病院職員の作業負担軽減につながる業務提案
- ② 将来的・中長期を見据えた業務提案
- ③ 社内事業の新規取り組み

※A 4 で 10 部提出すること。

2. 見積書

見積金額は社印を押印したうえで下記のとおり見積書を作成すること。

- ① 履行期間の 3 年分を見積総額とすること
- ② 見積内訳として年度毎の年額も記載すること
- ③ 見積金額は税込みとすること

【別紙 2】

評価項目	評価事項	配点
社内体制	事業を円滑に遂行できる経営基盤	5 点
	他病院での実績	1 0 点
医薬品安定供給 の取り組み	安定供給できる調達管理体制	1 0 点
	メーカー、医薬品卸業者への情報収集能力	1 0 点
	欠品、出荷調整時の迅速な情報提供、対応力	1 0 点
医薬品価格交渉 の取り組み	価格交渉能力	2 0 点
	病院への値引き、自社利益確保の透明性	1 0 点
業務提案	病院職員の作業負担軽減につながる業務提案	1 0 点
	将来的・中長期を見据えた業務提案	1 0 点
	社内事業の新規取り組み	5 点
合 計		1 0 0 点

- ・各委員の採点により、第1位と採点した委員を最も多く獲得した提案を最優秀者とし優先交渉権者とする。また、次点を優秀者とし、次点交渉権者とする。
- ・第1位と採点した最も多く獲得したものが複数ある場合は、採点の集計により決定する。
- ・応募者が1者だけの場合でも、その提案内容が優れていると審査された場合は、その応募者を最優秀者とする。
- ・選考では、上記に掲げる項目の合計点が満点の6割を超えている必要があることとする。